

# 介護保険 住宅改修について

対馬市役所 福祉保険部 保険課  
2016年1月1日（最終修正 2019年5月1日）

## 目次

1. 住宅改修について	p. 3
2. 支給対象となる工事	p. 3
3. 住宅改修の流れ	p. 3
4. 支給限度基準額と要介護状態区分等との関係	p. 20
5. 各改修項目について	p. 21
(1) 手摺りの取り付け	p. 21
① 手摺りの形状	
② ねじを使用しない手摺りの取り付け	
③ 埋め込み式手摺り	
④ 可動式手摺り（着脱式手摺り・遮断機式手摺り等）	
⑤ 手摺り取り付けのための下地補強	
(2) 段差解消について	p. 21
① 段差解消の方法	
② スロープの設置について	
③ スロープ設置に付帯する工事	
④ スロープの再改修	
⑤ 浴槽の取り替え	
⑥ ユニットバス工事	
⑦ 浴室の段差解消の付帯工事	
⑧ 母屋と離れの渡り廊下について	
(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	p. 23
① 通路面の材料の変更	
② 通路面の材料変更後の加工	
③ 通路の新設	
(4) 開き戸から引き戸への変更	p. 23
① 支給対象とする工事	
② 自動ドアへの変更	
③ 壁を扉にする工事	
④ 段差解消に伴う扉の取り替え	
⑤ 扉の取り替えに付帯する工事（例：コンセントの移設）	
(5) 洋式便器等への取り替え	p. 24
① 洗浄機能等が付加される場合	
② ウォシュレット機能の付加	

- ③ 水洗便器への変更
- ④ 小便器から小便器への取り替え
- ⑤ ユニットトイレの取り扱い
- ⑥ 居室等をトイレに改造する工事
- ⑦ トイレガードの設置

6. その他 ----- p. 25

- (1) 一時的に身を寄せている住宅の改修
- (2) 住民票を残したまま他市に居住している被保険者の住宅改修
- (3) 転入前の住宅の改修
- (4) 施設入所者の自宅の改修
- (5) グループホーム利用者の自宅の改修
- (6) 家族等が改修を行う場合
- (7) 申請の時効期間

※厚生労働省の資料等に基づき作成しておりますが、内容については今後変更されることがあります。

## 1. 住宅改修について

要介護（支援）認定をもつ被保険者は、事故予防・本人の自立支援・介護者の負担軽減を目的とした日常生活を送る上で必要最小限な住宅改修を行う際、住宅改修費の支給を受けることができます。介護保険住宅改修費の支給対象上限額は20万円で、対象となる工事費のうち自己負担額を差し引いた額を支給します。ただし、新築・増築時の工事に係るものは対象外です。また、住宅改修費の支給対象工事は下記のみで、事前の申請が必要です。

### 【注意事項】

- ・介護認定の有効期間内で改修を完了してください。
- ・入院中及び施設入所中の場合は改修できませんが、退院及び退所を前提とした改修は可能です。ただし、退院、退所をしなくなった場合には支給できません。
- ・入院中及び施設入所中の一時帰宅や、子ども宅等への外泊といった一時的に利用する住宅への改修は認めません。
- ・着工後に入院や死亡した場合は入院・死亡までに完成した部分のみ支給対象となります。
- ・1つの住宅に複数の要介護者等がいる場合は、それぞれに20万円までの改修が可能です。
- ・趣味嗜好・リハビリ目的・老朽化のための改修は給付費の支給対象となりません。
- ・認定申請中に住宅改修を行った場合は介護度が決定してから支給申請を行ってください。認定結果が非該当の場合は支給対象となりません。ただし更新申請の場合は工事完了日が前回の認定有効期間内であれば通常通り支給申請を行えます。
- ・更新申請によって工事完了日までに介護度が変化した場合、区分変更申請により介護度が変化した場合は速やかに保険課までご連絡下さい。連絡がない場合、一部減額もしくは給付対象外となることがあります。

## 2. 支給対象となる工事

- (1) 手摺りの取り付け
- (2) 段差解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 開き戸から引き戸への変更
- (5) 洋式便器等への取り替え
- (6) (1)～(5)に付帯する工事

## 3. 住宅改修の流れ

住宅改修を行うにあたって、必要な手続き等は次のとおりです。

また、住宅改修費の支給を受けるためには着工前に申請を行い、市の許可を得る必要があります。許可を得ずに着工した場合には、給付できませんのでご注意ください。

- (1) 被保険者が住宅改修について介護支援専門員（ケアマネジャー）等の有資格者に相談

※有資格者とは、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センター職員、福祉住環境コーディネーター２級以上、理学療法士及び作業療法士（高齢者のリハビリテーションを行う専門職）のことで。

## （２）工事内容の決定

有資格者、工事事業者、被保険者及び被保険者家族とで住宅改修の工事内容を話し合い、工事内容を決定します。

※工事の内容を工事事業者または被保険者だけで決定することはできません。次の（３）

③に示す理由書の記載者は有資格者に限られるため、必ず事前に有資格者へ相談してください。

## （３）着工前の申請と確認

着工申請に必要な書類は次のとおりです。

なお、必要書類の記入例については、p, 6～16 に記載していますのでご参照下さい。

### ① 対馬市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費着工申請書

（様式第 27 号（第 28 条関係））-----記載例：p, 7

### ② 対馬市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事内訳書

（様式第 28 号（第 28 条関係））-----記載例：p, 8

### ③ 対馬市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修理書

（様式第 29 号（第 28 条関係））-----記載例：p, 9-10

※有資格者に記載していただく必要があります。（２）参照

### ④ 住宅改修平面図 -----記載例：p, 11

### ⑤ 着工前写真 -----記載例：p, 13

※撮影時の注意点については別途記載しています。-----p, 12

### ⑥ 対馬市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承諾書（賃借人）

（様式第 31 号（甲）（第 28 条関係））-----記載例：p, 14

### ⑦ 対馬市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承諾書（住宅・土地所有者）

（様式第 31 号（乙）（第 28 条関係））-----記載例：p, 15

※⑥⑦については、必要に応じてご提出下さい。

## 【工事事業者提出書類】

次の（i）及び（ii）は、受領委任払制度（工事事業者は給付対象工事費用のうち、利用者からは自己負担額分のみを受領し、残額については市から直接支給される制度）を利用するために必要な書類となります。

対馬市では、被保険者の負担軽減のため受領委任払制度を推奨しておりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、提出は初めて住宅改修を行う事業者のみ必要となります。1度提出があれば2回目以降の改修時には不要です。

- (i) 対馬市介護保険受領委任払制度にかかる取扱誓約書（様式第1号（第3条関係））
- (ii) 対馬市介護保険受領委任払制度 代理受領にかかる届出書（様式第2号（第3条関係））

(4) 申請内容の確認、結果の通知

市が提出書類により、保険給付として適当な改修か申請内容を確認後、結果を通知します。確認の際、必要に応じて建築専門職等へ協力をあおぎ、工事内容について検討する場合があります。

(5) 着工申請結果通知を受取り後、着工

(6) 着工後の申請と決定

支給申請に必要な書類は次のとおりです。

- ① 対馬市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）  
（様式第5号（第7条関係））-----記載例：p, 16  
※受領委任払制度を利用しない場合には、「対馬市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（様式第30号（第28条関係））」での申請となります。  
-----記載例：p, 17
- ② 対馬市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事内訳書  
（様式第28号（第28条関係））
- ③ 住宅改修平面図
- ④ 着工前写真
- ⑤ 着工後写真 -----記載例：p, 19  
※撮影時の注意点については別途記載しています。-----p, 18
- ⑥ 被保険者自己負担分の領収書（写し可）

(7) 申請内容の確認

着工申請時の内容と相違がないか、また、工事が適切に行われたかの確認をします。

(8) 決定通知の送付

内容に問題がなければ、決定通知書を被保険者へ送付します。

(9) 支給決定額を振込み (2週間～3週間程度)

# 記入例

様式第27号(第28条関係)

## 対馬市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費着工申請書

平成30年 4月 1日

対馬市長 様

申請者 住所 対馬市豊玉町仁位380番地

氏名 介護 太郎 ㊟

フリガナ	カゴ タロウ		保険者番号	4 2 2 0 9 7	
被保険者氏名	介護 太郎		被保険者番号	0 0 0 0 1 2 3 4 5 6	
生年月日	昭和11年 11月 11日		性別	男 ・ 女	
要介護状態区分	申請中 支(①・2) 介(1・2・3・4・5)		負担割合	割 ・ 2割 ・ 3割	
住所	〒817-1201 対馬市豊玉町仁位380番地		電話番号0920-58-1118		
住宅の所有者	対馬 花子 (本人との続柄 妻)				
工事箇所及び理由	(手摺り取り付け工事) ・居間…1本、廊下…1本、寝室…1本、脱衣所…1本、浴室…4本、便所…3本  (便器取替工事) ・洋式便器…DC-166				
施工予定事業者名	対馬住宅リフォーム		着工予定日は申請日から1週間から2週間程度期間を空けた日付をご記入ください。		
工事予定額	254,221		工事期間	着工 平成30年 4月 15日	
			(予定)	完成 平成30年 4月 20日	

※以下、保険者記入欄

保険料未納	有 ・ 無	生活保護受給	有 ・ 無	住宅改修費支給実績	有 ・ 無
上記申請について、下記のとおり決定してよろしいか伺います。  年 月 日 <input type="checkbox"/> 支給 ・ <input type="checkbox"/> 不支給 支給予定金額 円					
決裁	課長	課長補佐	係長	係	起案者
					受付印



手摺り取付、便器取付の例

部屋名	部分	名称	内容 (仕様)	対象部分			金額	住宅改修の種類	算出根拠
				数量	単位	単価			
(手摺り取付工事)									
居間	壁	L 型屋内用手摺り	600mm + 700mm	1	本	8,750	8,750	手摺り取付	
廊下	地面	特殊 L 型屋内用手摺り	750mm + 1000mm	1	本	28,230	28,230	手摺り取付	
寝室	壁	I 型屋内用手摺り	700mm	1	本	5,900	5,900	手摺り取付	
脱衣所	壁	I 型屋内用手摺り	600mm	1	本	4,150	4,150	手摺り取付	
浴室	壁	I 型屋内用手摺り	1830mm	1	本	11,060	11,060	手摺り取付	
浴室	壁	I 型屋内用手摺り	400mm	2	本	11,600	23,200	手摺り取付	
浴室	壁	I 型屋内用手摺り	900mm	1	本	14,000	14,000	手摺り取付	
便所	壁	I 型屋内用手摺り	800mm	1	本	7,100	7,100	手摺り取付	
便所	壁	I 型屋内用手摺り	500mm	1	本	5,900	5,900	手摺り取付	
便所	壁	I 型屋内用手摺り	400mm	1	本	11,600	11,600	手摺り取付	
		取付工賃		1.2	人	15,000	18,000	手摺り取付	
			小計①				137,890		
(便器取付)									
便所	地面	様式便器	DC-166	1	箇所	55,000	55,000	便器取替	
		取付工賃		1.5	人	15,000	22,500	便器取替	
		小計②					77,500	便器取替	
		合計①					215,390		
		諸経費					20,000		
		合計②					235,390		
		消費税					18,831		
総合計							254,221		



(P2)

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改修をしようとして、②改修をしようとしていない生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

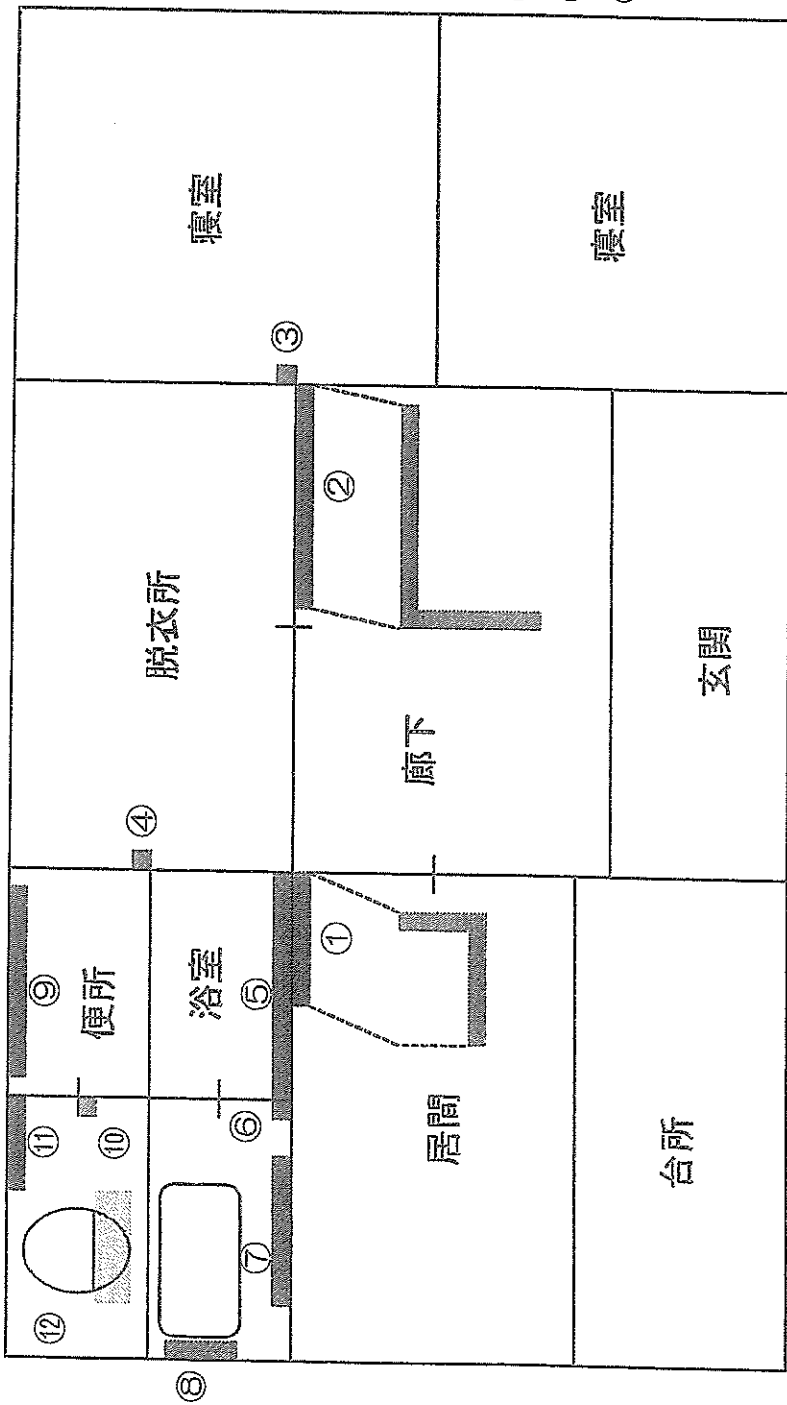
活動	① 改修をしようとしていない生活動作	② ①の具体的な困難な状況 (…なので…で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、 改修の方針(…することによって…が改善できる)を記入してください	④ 改修項目(改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかつたことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け [ ] [ ] [ ]
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立位) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座り) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他( )			の取替え [ ] [ ] [ ]
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車椅子等、器具の移動 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外へ <input type="checkbox"/> その他( )			<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 [ ] [ ] <input type="checkbox"/> その他 [ ] [ ]
その他の活動			<input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	

介護支援専門員(ケアマネジャー)又は福祉住環境コーディネーター2級以上といった有資格者等が作成します。

# 介護 太郎 邸 介 護 保 険 住 宅 改 修

手すり取付、便器取替の例

《平面図》



- ① 居間 L型屋内用手摺り 600mm+700mm
- ② 廊下 特殊L型屋内用手摺り 750mm+1000mm
- ③ 寢室 I型屋内用手摺り 700mm
- ④ 脱衣所 I型屋内用手摺り 600mm
- ⑤ 浴室 I型屋内用手摺り 1830mm
- ⑥ 浴室 I型屋内用手摺り 400mm
- ⑦ 浴室 I型屋内用手摺り 900mm
- ⑧ 浴室 I型屋内用手摺り 400mm
- ⑨ 便所 I型屋内用手摺り 800mm
- ⑩ 便所 I型屋内用手摺り 500mm
- ⑪ 便所 I型屋内用手摺り 400mm
- ⑫ 便所 便器取替 洋式便器 DC-166

## 《住宅改修着工前写真撮影時の注意点》

(1) 次の4点を記載したボード等をおいてはっきりと文字等が見えるように撮影してください。

【記載内容】

- ① 被保険者氏名
  - ② 改修内容
  - ③ 改修を行う住宅の所在地
  - ④ 撮影日（住宅改修理由書の現地確認日と同日または以降日）
- (2) 手すりを取付ける場合は、取付け予定箇所にテープを貼るまたは写真にマーキングをしてください。
- (3) 段差解消の場合は、必ずコンベックスまたは目盛りのついた尺をあて撮影してください。
- (4) 見積書及び理由書に明記してある全改修箇所を撮影してください。

### ※ 全体をとおして

改修箇所がはっきりわかるように撮影してください。また、写真は着工前後のどちらも同一方向から同倍率で撮影してください。

例

## 着工前写真

介護 太郎 様

①廊下 手すり取付け (改修前)



○改修前

- ・箇所 寝室 壁
- ・内容 手すり取付け  
(L=700mm)
- ・数量 1本
- ・撮影日 平成30年4月3日

例

対馬市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修承諾書(賃貸人)

平成30年4月1日

住宅改修の承諾についてのお願い

(賃貸人)

住 所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

氏 名 対馬 花子 様

(賃借人)

住 所 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地

氏 名 介護 太郎 (印)

私が賃借している下記の住宅・土地の改修を、別紙「対馬市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書」のとおり行いたいので、承認願います。

記

住宅・土地	名 称	対馬花子アパート1号
	所 在 地	長崎県対馬市豊玉町380番地
	住 宅 名 等	
住宅改修の概要	箇所・部位	別紙 着工申請書記載のとおり
	内 容	別紙 着工申請書記載のとおり

承 諾 書

上記について、承諾します。

( なお、 )

平成30年4月1日

(賃貸人)

住 所 長崎県対馬市豊玉町380番地

氏 名 介護 太郎 (印)

電話番号 0920-58-1118

注意

- 1 賃借人は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に2通提出してください。  
賃貸人は、承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1通を賃借人に返還し、1通を保管してください。
- 2 承諾にあたっての確認事項等があれば、「なお、」の後に記載してください。

平成30年4月1日

住宅改修の承諾書

(住宅所有者) 対馬 花子

住 所 〒 817-1201

長崎県対馬市厳原町国分1441番地

氏 名 対馬 花子



私は、下記表示の住宅・土地に、(被保険者氏名) 介護 太郎 が、別紙「対馬市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾します。

記

住宅・土地	名 称	対馬花子アパート1号
	所 在 地	長崎県対馬市豊玉町380番地
	住 宅 名 等	
住宅改修の概要	箇所・部位	別紙 着工申請書記載のとおり
	内 容	別紙 着工申請書記載のとおり





対馬市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

フリガナ	カゴ 太郎		保険者番号	4	2	2	0	9	7				
被保険者氏名	介護 太郎		被保険者番号	0	0	0	0	1	2	3	4	5	6
			生年月日	昭和11年 11月 11日			性別	男 ・ 女					
要介護度	申請中 支(①・2) 介(1・2・3・4・5)			負担割合	①割 ・ 2割 ・ 3割								
住所	〒817-1201 対馬市豊玉町仁位380番地			電話番号0920-58-1118									
住宅の所有者	対馬 花子 (本人との続柄 妻)												
改修の内容並びにその箇所及び規模				施工事業者	対馬住宅リフォーム								
<input checked="" type="checkbox"/> 手摺りの取付け <input type="checkbox"/> すべり防止 <input type="checkbox"/> 引戸等への取替え <input checked="" type="checkbox"/> 洋式便器等への変更 <input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 床・通路面の材料変更				着工日	平成30年 4月15日								
				完成日	平成30年 4月20日								
改修費用額	254,221円			支給申請額	180,000円								
対馬市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 平成30年 4月 30日 申請者 住 所 対馬市豊玉町仁位380番地 氏 名 介護 太郎 (印) 電話番号0920-58-1118													

注意 領収証、工事費内訳書及び改修前後の写真を必ず提出してください。提出がない場合は、一切支給できなくなります。

居宅介護(支援)住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄 (被保険者 の口座)	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号			
	金融機関コード	店舗コード		1 普通預金	2 当座預金	3 その他	
フリガナ							
口座名義	被保険者の口座情報をご記入ください。						

## 《住宅改修着工後写真撮影時の注意点》

(1) 次の4点を記載したボード等をおいてはっきりと文字等が見えるように撮影してください。

【記載内容】

- ①被保険者氏名
- ②改修内容
- ③改修を行う住宅の所在地
- ④撮影日

(2) 市販の写真台紙を使用しない場合は、上段に着工前写真を、下段に着工後写真を添付してください。市販の写真台紙を使用する場合には、見開きとして、左に着工前、右に着工後になるように整理してご提出ください。

(3) 段差改修の場合は、施工後についてもコンベックスまたは目盛りのついた尺等をあて、どれほど解消されたかがわかるように撮影してください。

(4) ステップ及び踏台等を取付ける場合は、固定金具で固定したことがわかるように、固定箇所を接写してください。

### ※ 全体をとおして

改修箇所がはっきりわかるように撮影してください。また、写真は着工前後のどちらも同一方向から同倍率で撮影してください。

例

## 着工前後写真

介護 太郎 様

### ①廊下 手すり取付け (改修前)



#### ○改修前

- ・箇所 寝室 壁
- ・内容 手すり取付け  
(L=700mm)
- ・数量 1本
- ・撮影日 平成30年4月3日

### 廊下 手すり取付け (改修後)



#### ○改修後

- ・箇所 寝室 壁
- ・内容 手すり取付け  
(L=700mm)
- ・数量 1本
- ・撮影日 平成30年4月20日

#### 4. 支給限度額と要介護状態区分等との関係

介護保険住宅改修費の支給対象上限額は20万円となっていますが、以下の(1)、(2)のいずれかの条件を満たす場合には、20万円の支給限度額がリセットされます。

(1) 転居した場合

(2) 初めて住宅改修を行った際の着工日時点での要介護区分から、再度住宅改修を行った際の工事完了日時点の要介護区分が三段階以上上がった場合（1回のみ）

※ 下表参照

「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 または 要介護1
第一段階	要支援1 または 経過的要介護

(例1) 一段階 → 四段階

○

(例2) 一段階 → 三段階

×

(例3) 介護度：要支援1 → 要介護3 → 要介護2 → 要介護5

○      ×      ×

(例4) 介護度：要介護1 → 要介護3 → 要介護4 → 要介護5

×      ○      ×

※ (例) リセットになる…○ リセットにならない…×

先頭の段階・要介護度が初めて着工した日の要介護度としている

## 5. 各改修項目について

住宅改修の対象となる項目は、次の（１）～（５）となっており、各項目の説明や注意点については次のとおりです。

### （１）手摺りの取り付け

#### ① 手摺りの形状

被保険者の状態に応じて適切な手摺りを選択すること（円柱型・柵状のもの等も支給対象）

#### ② ねじを使用しない手摺りの取り付け

住宅改修における手摺りの取り付けは、ねじで固定することが必要である。しかし、特許を取得した固定剤で固定するならば支給対象とする。

#### ③ 埋め込み式手摺り

壁に手摺り取り付け用の溝を作り手摺りを設置する工事については、保険者が適当と認める場合において支給対象とする。（例：被保険者は体調により車椅子の使用も必要であるが、通常の手摺りでは車椅子の走行が困難となる場合）

#### ④ 可動式手摺り（着脱式手摺り・遮断機式手摺り等）

平成25年9月1日付事務連絡で通知の通り、可動式手摺りの設置を認める。ただし、理由書に必要性を明記のうえ、着工申請時に可動式手摺りのパンフレットを添付すること。

#### ⑤ 手摺り取り付けのための下地補強

手摺り取り付けのため設置部分の補強・壁の貼り替えは支給対象とする。ただし、補強に伴い壁全体を張り替える場合は対象外とする。

### （２）段差解消について

#### ① 段差解消の方法

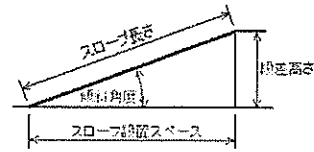
基本的な段差解消の方法として床の嵩上げ、踏み台の設置、スロープの設置がある。段差緩和のため式台の設置や一つの段差を二段にするといった方法も支給対象とする。ただし、踏み台・スロープ・式台等において、持ち運びが容易なものは支給対象外である。かならず、金具や特許を取得した固定材等で固定すること。

※支給申請時には固定されていることが確認できる写真の提出が必要となる。

#### ② スロープの設置について

スロープ設置の際は幅員1.2m以内とし、勾配について留意すること。

※勾配の目安は下表参照



段差高さ (cm)	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150
スロープ 40cm	7°	14°	22°										
スロープ 60cm	5°	10°	14°	19°									
スロープ 90cm	3°	6°	10°	13°	16°	19°							
スロープ 1.2m	2°	5°	7°	10°	12°	14°	16°						
スロープ 1.5m	2°	4°	6°	8°	10°	12°	15°	17°					
スロープ 1.8m	3°	5°	6°	8°	10°	13°	16°	19°					
スロープ 2.1m	3°	4°	5°	7°	8°	11°	14°	17°	20°				
スロープ 3.0m		3°	4°	5°	6°	8°	10°	12°	13°	15°	17°	19°	

使用するスロープの長さで段差高さの変わったところがスロープの傾斜角度です。  
 (例) 段差30cmの段差に1.8mのスロープを利用した場合の傾斜角度は約10度となります。

- 傾斜角度 10度 (基本の角度) : 段差の約 6 倍の長さのスロープ
- 傾斜角度 15度 (狭い場所等) : 段差の約 4 倍の長さのスロープ
- 傾斜角度 5度 (自走用) : 段差の約 12 倍の長さのスロープ

③ スロープ設置に付帯する工事

スロープ設置に際し既存の床を解体する場合は、スロープ設置の付帯工事であるため支給対象とする。

④ スロープの再改修

被保険者に身体的変化が生じ、既存のスロープでは対応できない場合に限り、新規設置のため既存のスロープ・周囲のブロック・犬走り等を撤去する費用、それらの撤去に係る諸費用 (ガラ処分のための運搬・ガラの捨て場代等)、工事全般にかかる諸材の運搬・片付けの費用、この全てについて支給対象とする。

⑤ 浴槽の取り替え

段差解消に伴う浴槽の取り替えは、脱衣所と洗い場の段差解消のため洗い場の嵩上げをした際、洗い場から浴槽の底までの高低差が増し浴槽への出入りが困難になるため、また、浴槽のみの取り替えについては洗い場から浴槽までの高さを段差とみなすため、このそれぞれについて支給対象とする。

⑥ ユニットバス工事

従来の浴室を改修するのではなく、ユニットバス (天井、壁、床、浴槽が一体のもの) に改修する際は個々の工事費用を按分し、住宅改修の対象項目の算定ができれば支給対象とする。

⑦ 浴室の段差解消の付帯工事

「洗い場の嵩上げを行うと水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなるため、蛇口の変更

をする」といった段差解消によって生じる問題の改善工事は支給対象とする。しかし、このような付帯工事については各被保険者の生活環境によるため、支給対象か否か保険者の判断を仰ぐこと。

⑧ 母屋と離れの渡り廊下について

母屋と離れ（トイレや風呂）が屋根でつながっている（屋根はつながっているため新設しない）場合

→2つの建物の間に渡り廊下と手摺りを設置するといった工事は対象とする。

母屋と離れ（トイレや風呂）が軒を隔てて隣接している場合

→屋根や側壁の改修は対象外、渡り廊下は段差解消にあたるのであれば対象とする。

(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

① 通路面の材料の変更

変更の材料としては、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、煉瓦舗装等が考えられる。また、転倒防止のためゴム製の床材を強力な接着剤などで貼り付けることも支給対象とする。加えて、通路面の舗装に伴い路盤の整備をすることも付帯工事とみなし支給対象とする。

② 通路面の材料変更後の加工

通路面について、滑り防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や、移動円滑化のための加工（土舗装の転圧など）も支給対象とする。

③ 通路の新設

被保険者の身体機能の変化により、既存の通路では生活ができなくなった場合においても、通路の新設は支給対象にならない。（例：移動の円滑化「下肢筋力低下により、玄関から道路までの移動が既存の通路では困難なため、玄関から庭を横切って道路に至るまでの通路を新設する」）

(4) 開き戸から引き戸への変更

① 支給対象とする工事

(i) 開き戸から引き戸、開き戸からアコーディオン、折れ戸等への変更、取手の交換等の扉の取り替え、変更

(ii) 扉の変更に伴い開口を広げる工事

(iii) 既存の扉を、対象者の身体状況に合わせ、右（左）開きから、左（右）開きに変更

(iv) 戸の滑りをよくするための工事（戸車の設置等）

(v) 扉を取り除く工事



(vi) 引き戸から引き戸への扉の変更（既存の引き戸が重く、被保険者にとって開閉が容易でない場合等）

② 自動ドアへの変更

引き戸等の扉の取り替えに際し自動ドアとした場合、自動ドアの動力部分の設置は支給対象外である。

③ 壁を扉にする工事

部屋の壁を壊し新たに扉を設置する工事は原則対象外である。しかし、被保険者の身体状況により扉位置の変更がないと移動や福祉用具導入に支障が生じる等の場合で、新たに扉を新設する方が扉位置の変更等に比べて費用がかからない場合には、支給対象となる。ただし、扉新設のために壁を取り壊す費用は支給対象にはならない。

④ 段差解消に伴う扉の取り替え

段差解消のために既存の扉を新調しなければならない場合、段差解消に付帯する工事として支給対象とする。

⑤ 扉の取り替えに付帯する工事（例：コンセントの移設）

開き戸を引き戸に変える工事で、引き戸を引く壁面にコンセントがあり、引き戸を引く際に支障がある場合、コンセントの取り外しから配線を含む工事費全てにおいて支給対象とする。

(5) 洋式便器等への取り替え

① 洗浄機能等が付加される場合

和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取り替えは支給対象とする。ただし、既に洋式便器である場合にこれらの機能の付加は認めない。また、コンセント設置等の電気工事費は対象外とする。

② ウォシュレット機能の付加

ウォシュレット機能を使用することにより、自力で排泄することが可能になるなどの理由であっても、洋式便器からの変更は対象外とする。

③ 水洗便器への変更

非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は支給対象外とする。

④ 小便器から小便器への取り替え

洋式便器では小便ができない要介護高齢者で、現状の小便器の高さ、大きさが合わず介護を要している場合、適当な小便器への取り替えも支給対象とする。

⑤ ユニットトイレの取り扱い

和式トイレをユニットトイレに変更する場合、対象となる部分が按分できれば支給対象とする。

⑥ 居室等をトイレに改造する工事

居室等の一角をトイレに改造し洋式トイレを設置する場合、既存のトイレを使用不可能な状態にするのであれば支給対象とする。その場合、居室からトイレスペースへの改造に係る壁や扉等の設置費用、既存のトイレを使用不可能な状態にするための工事費は支給対象外とする。また、既存のトイレを使用不可能にした写真の提出が必要。

⑦ トイレガードの設置

洋式便器への取り替えを行い手摺り取り付けの代わりに肘掛け部分等のついた「トイレガード」を設置する場合、洋式便器と一体で使用するもので、工事を伴うものであれば支給対象とする。

## 6. その他

上記1～5に示すもの以外については、次のとおりです。

(1) 一時的に身を寄せている住宅の改修

介護保険の住宅改修は、住所地の住宅のみが対象となる。そのため、一時的に身を寄せている場合（子等の住宅等）、その住宅に住所地が移されていれば支給対象とする。

(2) 住民票を残したまま他市に居住している被保険者の住宅改修

住所地の住宅改修のみが対象となるため、永住する場合であっても支給対象外である。

(3) 転入前の住宅の改修

他市から対馬市へ転入するに先立ち住宅改修を行う場合、被保険者の身体上の事情から転入前の工事が必要と認められること。また、転入前の市町村で工事着工日および完成日を有効期間に含む要介護認定を受けており、着工前に対馬市に着工申請を行うこと。加えて、工事完成後2週間以内に転入し、居住の事実があり、転入後2週間以内に支給申請を行う必要がある。

(4) 施設入所者の自宅の改修

施設入所者が自宅へ外泊する場合であっても、施設入所者の生活の拠点は施設にあるので、住宅改修の支給対象にはならない

(5) グループホーム利用者の自宅の改修

認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の利用者（入所者）で、住所地が自

宅にある場合、介護保険上は在宅扱いであるが、生活実態は自宅にないことから、支給対象としない。

(6) 家族等が改修を行う場合

- ① 被保険者が自ら材料を購入し、本人又は大工を営む家族等が改修する
- ② 同居していて大工を営む家族
- ③ 別居していて大工ではない家族
- ④ 別居しているが、被保険者と生計を同一にしている家族
- ⑤ 別居していて大工を営む家族

※①～④については、材料費のみを支給対象とする。

⑤については材料費・賃金ともに支給対象とする。

(7) 申請の時効期間

着工申請…対馬市では申請書の有効期間を着工許可日から6ヶ月とする。これを過ぎる場合には一度申請を取り下げ、再度着工申請を行うこと。ただし、ケアマネジャー等の判断により、申請時から被保険者の身体状況に変化が無く、当時の理由書が適当と判断された場合には期間後も申請書は有効である。

※着工申請書を提出後、審査段階において着工までに3ヶ月を超える場合には提出された書類一式を返却するので、適正な期間に再度申請をすること。

支給申請…領収日から2年

※着工、支給申請書類の差し替え依頼から1ヶ月以上提出がない場合は書類一式を返却いたします。

※年度末に着工申請を提出する場合で予算が確保できない場合には、翌年度に入り予算確保後の着工許可になります。また、着工許可後の支給申請においてはできる限り年度内での提出をお願いします。